

「石清水八幡宮権別当田中宗清願文案」

漢字仮名交り本文と和化漢文本文との対照考察

田中雅和

はじめに

「石清水八幡宮権別当田中宗清願文案」〔天理図書館善本叢書 古
文書集〕での名称は、藤原定家の手になる漢字仮名交り文の文書で
ある。石清水文書の中には、これとほぼ同じ内容の文章でありなが
ら、文体の異なる和化漢文で書かれた文書も存する。つまり、形態
上は各々独立した二種類の文書が存するのである。和化漢文の方は、
末尾に「建保五（一一一七）年五月廿七日 弟子石清水護國寺権別當
法印大和尚位宗清」とあり、「右草、式部權少輔大江朝臣周房筆跡也」
の奥書を持つ^①。漢字仮名交り文の方は、末尾に「貞應二（一一二二）年
十月 日法印大和尚位」とあり、極書時之権別當法印立願之事、雜
假名所望之處、京極中納言^{定家卿}承引之趣、不可思議之一軸也、是則
可為雄徳山奇珍之其一者乎 慶長十五仲冬日」が附載されている。^②
両者の関係は、善本叢書の解題によると、大江周房によつて作ら
れた和化漢文体の願文案を、田中宗清の請によつて、定家が平仮名
交り文に書き下したものであるとされる。和化漢文の本文は、群書
類從本と大日本古文書本との二種の活字本文があるが、原文に錯簡
があるとして訂正がなされているために、両者間の各箇条は順序不
同であり、漢字仮名交り文と比較しても三者間の各箇条の順序は一

致しない。また、定家筆の漢字仮名交り文との間には箇条の出入り
があり、和化漢文の「所願成就了可令通世事」の条と末尾の願文が
脱落している。部分的には「別當已下可支配庄園事」・「別當職可次
第轉任事」・「先師墓所可建立一堂事」・「可奉渡唐本一切經事」各箇
条で一部の文や句を欠いたり「わかみ山たゞしき道にさためおき
て人のうれへのくもをへたてし」の歌などが補われたりしており、
更に詳細に見ると語句のレベルでは若干の出入りや不一致などもあ
る。このように両者間に少なくない異同も指摘でき、漢文の文章と
完全に一致する逐語訳的な訓読文とは異なるが、全体的には大江周
房の和化漢文を漢字仮名交りで訓読したものと認められる。

漢字仮名交り本文と和化漢文本文との対応関係

まず、漢字仮名交り本文と和化漢文本文との各箇条の見出しを
比較することによつて、両文書の関係を概観することから始める。
藤原定家筆の漢字仮名交り文の見出しを示し、その後には大江周房筆
の和化漢文の見出しを私に附した箇条番号とともに（一）に括つて
示す。見出し部分と比較するだけでも、基本的には漢字仮名交り文
が和化漢文の訓読になつておることとおよそ確認される。なお、
原文の引用に際して、原本の姿を反映させ原本の形態が再現できる

ように、次のような処置を施して示した。

* ㊦ (取消線) は原文での見せ消ちを示す。

* ㊧ で括ったものは、原文で重ね書きされたものの元字 (推読を含む) を示す。

* ㊨ で括ったものは、誤字と思われるものを和化漢文等によって訂正した文字を示す。(以下具体例の引用は総て同じ)

藤原定家筆・漢字仮名交り文

〔大江周房筆・和化漢文〕

一 別當已下庄園をわかちしるへき事

〔① 一 別當已下可支配庄園事〕

一 別當の職次第に轉任すへき事

〔② 一 別當職可次第轉任事〕

一 宮寺僧俗官等へ可申へ品秩 (秩) を申さたむへき事

〔③ 一 宮寺僧俗官等可申定品秩事〕

一 御殿司入寺僧等そのかすをさたむへき事

〔④ 一 御殿司入寺僧等可定員數事〕

一 ちからのたへむにしたかひて生類をあかひとりて放還すへき事

〔⑤ 一 隨力堪贖取生類可放還事〕

一 宮てらの僧俗たやすく木町任官すへからさる事

〔⑥ 一 宮寺僧俗輒不可任官事〕

一 庫倉納物十分か一をさきて仏神事に廻向すへき事

〔⑦ 一 庫倉納物割十分之一可廻向佛神事〕

一 御山のうちに弥勒堂を建立すへき事

〔⑧ 一 山内可建立彌勒堂事〕

一 先師墓所に一堂を建立すへき事

〔⑨ 一 先師墓所可建立一堂事〕

〔⑩ 一 可奉渡唐本一切經事〕

一 當宮の御修理 公家に奏聞せず寺領のつとめたるへき事

〔⑪ 一 當宮御修理不奏聞公家可爲寺領勤事〕

一 新儀の非法をこなふへからぬ事

〔⑫ 一 不可行新議 (儀) 非法事〕

一 大塔を建立すへき事

〔⑬ 一 可建立大塔事〕

一 御山のうちに千手堂を建立すへき事

〔⑭ 一 山内可建立千手堂事〕

(以下、対応する条なし)

〔⑮ 一 所願成就了可令遁世事〕

〔⑯ 願文・以前大願敬以發起……〕

周房筆の和化漢文が前文と末尾願文を含めると一六箇条あるのに対して、定家筆の漢字仮名交り文の方は見出しで見ると一三箇条であり、「所願成就了可令遁世事」と末尾の願文を欠き、「可奉渡唐本一切經事」も漢字仮名交り文に見出しはない。ところが、定家筆の「先師墓所に一堂を建立すへき事」を見出しとする条の本文は14行目から17行目まで続くが、17行目は行末に衍字「して」の二字があるだけで、その前後に文脈上の断絶がある。即ち、16行目までは「先師墓所可建立一堂事」に対応し、17行目からは「可奉渡唐本一切經事」の後半の文章に対応する内容を有していて、見出しがないだけで、内容はほぼ二箇条分に相当するのである。従って、漢字仮名交

り文の一四箇条分は和化漢文と対応関係を有すると見得る。

訓読文（理解行為）としての定家筆漢字仮名交り文

漢字仮名交り本文と和化漢文本文とは、各々独立した文書として石清水文書の中に存する。その内容も漢文訓読文（広義の和漢混淆文）或は和化漢文の文章としての文体的性格をそれぞれ有しており、ともに表現主体の表現行為・意識が反映された文章であると言える。一方で、漢字仮名交り文の方は、先に成立していた和化漢文を下敷きにした訓読文と見得るので、理解行為としての文章の性格も同時に有していることになる。しかし、原漢字文に読みが施された訓点資料の如き訓読とは幾分異なる。漢字文に補足的に読みが施されたいわば隷属的な訓読文ではなく、日本語が漢文訓読文（和漢混淆文）という文章様式によって表現された独立した文章と見ることができ、和化漢文の純粋な訓読文として安易には扱えない。

そこで、和化漢文との関係の程度や質などを明確にするために、漢字仮名交り文における訓読文（理解行為）としての性格を中心に考察してみることにする。

定家の漢字仮名交り文が明らかに周房の和化漢文を下敷きに意識したものであり、それを手許に見ながらの訓読の作業であったと推測できる状況が幾つか指摘できる。その徴証となるのが表記上の訂正や補入の実態である。そういう状況を反映するものとして、問題とし得る訂正や補入のある箇所は総数二三例である。

まず、国語文と漢文・和化漢文とで表記上決定的に異なるのはその語序である。最初から日本語を表記するための純粋な表現行為と

して漢字仮名交り文というスタイルが選択されたのではなく、原（和化）漢文を見ながら訓読するという作業の結果であったために、和化漢文の語序にひかれて誤記したものを訂正したと思われる次のような例がある。（用例文の引用は、『鎌倉時代語研究』第二輯所収の拙稿「石清水八幡宮権別当田中宗清願文案」二種（漢字仮名交り文・和化漢文）対照本文」に従う。漢字仮名交り文の行頭の数字は、原本の行取りに従って施した本文各行の通し番号である。以下同様）

○44別當の轉任檢校に轉任のかはり、一の権別當をもちて、かならす別當に補すへし

〔別當轉任檢校之替、以一權別當、可舉補別當〕

○58宮寺僧俗官等へ可申品秩（秩）を申さたむへき事

〔宮寺僧俗官等可申定品秩事〕

○103宮てらの僧俗たやすく木町任官すへからさる事

〔宮寺僧俗不可任官事〕

○136似薬師觀音弥勒をもちて、わか本尊とす

〔以薬師觀音弥勒、爲我本尊〕

また、右の「可」「以」は、語序との関係だけでなく、漢字を仮名に直すことが基本的な方針であった語に関する誤記訂正と位置づけることもできる。漢字仮名交り文では、対応する和化漢文の「可」「五」「五」例が総て仮名の「べし」に直されており、かつ助動詞「也」の一六例以外に助詞・助動詞が漢字表記されたものはない。「以」の場合も、対応する一六例（「以上」「以前」を除く）の総てが、訓読に際して仮名で「くをもちて」「くをえらひて」「三例」「くを」一例を含む）と表記される。これらと同様に、基本的には対応する和化漢

文の漢字表記を仮名に直すという方針に従う語でありながら、和化漢文の表記に一度ひかれた次のような例も存する。

○17 鵜眼鑿牙齋越布[△]之類、庫倉におさめむもの十分か一を

さきて〔鵜眼鑿牙齋越布之類、納庫倉之物、割十分之一〕

○26 弟子おなしく其そのうちにつらなりて、ともに行業を修せむ

〔弟子同列其内、共修行業〕

前者は助詞「の」(或は「が」と訓ずべき)之「一四三例が総て仮名表記される中で例である。和化漢文の文字列十字分をほぼ転記するよ
うな訓読の中に存する「之」であった為に、和化漢文の表記にひかれ
たものと見られる。また「其」は総て所謂連体詞「その」と訓ぜらるべ
きもので、二〇例中の一八例までが仮名表記される。例外的な二例
「73 其職」「238 其身」もあるが、基本的な傾向として仮名に直す方針
の語であったとみてよく、右例もそれに従つての処置と思われる。

次に、表現主体の純粹な表現行為であれば起り難いが、訓読とい
う理解行為であったからこそ起り得たと考えられるものがある。

例えば、理解行為における文や句の断続に関する理解・解釈の迷
いが反映したと見られる次のような例がある。

① 71 年らうあはれふへきともからあらは、權入寺權加殿司、をの
く一人をくはへへてふへし

〔年戒可優者、加權入寺權御殿司各一人〕

② 200 神は非礼をうけたまはずぬは舊史の明文也

〔神不享非禮、舊史之明文也〕

③ 165 弟子もし一世の利益にもへるれて、ともかさねて、六道の輪
廻におもむくとも〔弟子若漏一世之利益、重趣六道之輪廻〕

④ 216 ならひに身命をかけたる無縁のともから、慈悲を存へしせ
は、あひはからふ所あるへし

〔及懸身命兮無縁之輩、存慈悲可猶豫〕

①は、接続助詞「て」で文を続けようとしたものを改めて、断止し
たものである。②は、一度「うけたまはず」と文を断止したものを、
「舊史の明文也」との関係で主格を示す為に、下接句に続ける形「う
けたまはずは」に改めたものである。③は、「若もし」の受ける句
を、一度「利益にもるとも」としながら、更にのぼして「六道の輪
廻におもむくとも」にする為に、前句を「利益にもれて」とし、助
詞「とも」の位置を移し改めたものである。④は、一度単純接続の
連用中止「存し」で訓じたものを、下接句との関係から解釈を改め
て、条件表現の句「慈悲を存せは」にしたものと考えられる。

また、同ような理解・解釈の過程を反映するものであるが、和
化漢文にはない語(文字)を補読するという形の理解行為の反映とし
て、その訂正や加筆の意味を解釈できる次のような例もある。

⑤ 83 なむちととも上落して、釈迦の教跡を擁護し、百王の聖胤
を保護せむ〔與汝共上落、擁護釋迦教跡、保護百王聖胤〕

⑥ 101 口中の梁をむはひ、身上の帛をはきて、かれをあかひとりて、こ
れをはなちかへすへし〔奪口中之梁、剝身上之帛、贖取可放之〕

⑦ 252 かの三輩の門跡をたつねて、かならず一日の道儀をかさるへし
〔尋彼三輩之門跡、以飭一日之道儀〕

⑧ 168 たとひなにの身をうくへるとも、弥陀の名号を癡忘へせし
したてまつらし〔縱雖受何身、不癡亡彌陀之名號〕

前者三例は、いずれも本文を書いた後に、前後の文脈との整合性を

考慮し、國語文としてよりふさわしい表現とすべく、行間に和化漢文にない語が加筆・補入されたものである。⑤「釈迦の教跡」では助詞「の」を補いながら、後続句を漢字の字面にひかれて「百王聖胤」としたものに「の」を加筆したものである。⑥は、和化漢文が五文字の句を続けるために「贖取可放之」と表記されたのにひかれて訓読を一旦「あかひとりて、これをはなちかへすへし」とするが、漢字仮名交り文では前後の動詞がいずれも目的語をとっているのに合わせて「かれを」を加筆したものであろう。⑦は、文末に「べし」を補読して結んだのに合わせる形で和化漢文にない副詞「かならず」を加筆したものとと思われる。⑧は、一度和化漢文の字面通りに「癡忘せし」と普通に読んだ後、「弥陀の名号」に対するふさわしい形の表現として謙讓の語を補なつて、「癡忘したてまつらし」に訂したものと見られる。

さらに、同様の理解・解釈の過程を反映するもので、和化漢文の語(文字)に対する解釈のゆれが、漢字仮名交り文に訓読する際に、品詞・活用の種類・助詞などを訂正する形で現れたものがある。これらは、初めの読みよつて示された訓読も解釈によつて訂正された訓読も、和化漢文の語(文字)とその訓読との関係で見ると、その対応は可能なものである。いずれの場合も、原漢字文の字面にひかれて訂じたものを文脈に従つて訂し整えたものと見られる。

○75 入寺のなか、そのえらひにあつからむ人、さためてあらそひ
うれふる所あらんか
〔入寺中應其撰者、定有齮訴歎〕

○150 亘時不斷の念佛をとなへて、(なかく)永代無朽の善根を修せ
む
〔唱亘時不斷之念佛、修永代無朽之善根〕

○165 ともに一佛の土にうまれて、おなしく三菩提をなまらむ

〔共生一佛土、同成三菩提〕

○218 ことに潔白の沙汰をくはへて、なかくいゑ(へを)につたふる
をしへとすへし
〔殊加潔白之沙汰、此條永遺家語之訓〕

その他にも、これまで見てきたものと少し質は異なるが、やはり和化漢文の字面にひかれて表記・訓読した後、定家の解釈によつて訂正・加筆が行われたと思われる次のような例もある。

○133 この常(へ行)住布施のちからをもちて、かならず無上菩提の
えんとせむ
〔以此常行布施之力、必爲無上菩提之縁也〕

○202 (と)わきては、大菩薩の御託宣にいほく(就中大菩薩御託宣云)
最後に、これまでとは逆に、訓読を和化漢文の表記に合わせる形で訂正・加筆した次のような例もある。手許に和化漢文を見ながらの訓読という作業であつた為に、できるだけ和化漢文の表記に沿う形が意識されたことの反映としての訂正・加筆と見得る。

○199 新儀(の)非法を、こなふへからぬ事(不可行新議儀)非法事
○239 其身はやくさりて、その願(を)のこれり(其身早逝、其願尚遺)
以上検討してきたように、表記上の訂正や補入・加筆の実態は、いずれも理解行為の作業であつたことを如実に反映したものと見ることがができる。すなわち、定家筆漢字仮名交り文の基本的な性格として、純粹な表現行為のみによつて記された文書ではなく、周房の和化漢文を下敷きにしたがら、訓読するという作業(理解行為)に基づいて作成された文書であることが確認されるのである。

定家筆漢字仮名交り文における訓読の性格

和化漢文は、日本語を漢文という文章様式によつて表現したものと

であり、用字・用語や語法等において純漢文とは異なる。純漢文との差異は、例えば和語と(和化漢文に用いられる)漢字との関係が、特に院政期以降は、基本的にはほぼ一対一的な対応(「語」漢字表記)になっている点を挙げることができる(例えば和化漢文における所謂「訓漢字」の使用など)。従って、和化漢文の訓読においては、中国漢文の訓読に比して、漢字とその訓読(和語)との関係が比較的単純な形で現れ易いものと想像される。一方、漢字仮名交り文は、和化漢文の訓読文と位置付けられるとはいいながら、原漢字文に補足的に読みが施された訓点資料のような訓読とは異なる為に、幾つの特徴的な事象が指摘できる。すなわち、漢字と和語との関係が、単純な一対一的対応関係にあるものばかりではなく、また必ずしも訓点資料のような多様な訓読関係でもないのである。主なものをいくつか挙げながらその性格について検討してみたい。

まず、訓読に際して、漢字文に用いられた文字や文表現に必ずしも強く制約されない、かなり自由な訓読(恐らく翻訳口調のさほど強くないかつ当時の日本語の文章としてより自然な表現)がなされているように見られる点が挙げられる。例えば、語のレベルで見ると次に示すような例が挙げられる。いずれも漢字と訓との直接的な関係が、少なくとも古辞書(色葉字類抄・類聚名義抄など)では確認できない。しかし、和化漢文に用いられた漢字の字義と漢字仮名交り文の和語(訓)との関係は、文脈の意味の上では通ずるものであり、必ずしも無関係ではない。

④別當已下可支配庄園事へ3別當已下庄園をわかちしるへき事

⑤蓋無面々之哀憐へ22なんそあまねきあはれひなからむ

◎永隨所職、勿附其人

へ28なかくその職にしたかひて、その人につくへからす

◎若有智行難棄、年戒可優者

へ70もし智行すてかたく、年らうあはれふへきともからあらは

◎蓋無神明之助成乎へ124なんそ神明のたすけなからむや

◎有：可參籠當山之願、雖及八箇度

へ237：參籠すへき願ありて、わつかに八ヶ度をとくといへとも

右例について試みに『三卷本色葉字類抄』(以下「字類抄」と略記)「観智院本類聚名義抄」(以下「名義抄」と略記)によつて漢字と読みとの関係を確認しながらその性格を検討すると次の如くである。

④「支配」に「サ、ヘクハル・シハイ」(字類抄・下巻・覺字)、「支」に「ワカツ」(名義抄・僧中六二)が確認でき、字類抄(上巻・辭字)で「ワカツ」の訓を有する漢字の第五位に「配」と第十位に「支」が掲載される。しかし、「シル」と「支」「配」との関係については確認できない。⑩「面々」と「アマネシ」との関係は確認できず、

字類抄に「メン、ク」(下巻・重点)が確認できる。尚、他の箇所では「面々之依怙」にへ89面々の依怙」が対応する。◎「勿」は名義抄(法下五七)・字類抄(中巻・辭字)ともに「ナシ」「ナカレ」の訓が確認できるが、「ベカラズ」との直接的な関係は確認できない。

この一例を除く他の部分では「不可」との関係で「ベカラズ」が用いられる。言うまでもなく、「ナカレ」と「ベカラズ」とは禁止の意味で共通する。⑩「優」に「アハレブ」の訓は確認できない。字類抄の「アハレブ」訓を持つ漢字(下巻・人事)二二例のうち第一掲

出字は「哀」である。一方、名義抄では、「哀」(法中一三七)に「ア

ハレブ」訓はないが、「優」(佛上三二)と共通する訓「ウレフ」が確認できる。また、名義抄において「アハレブ」と「ウレフ」との両訓が同時に掲載される漢字として「慍」(法中六九)「惆」(法中七一)「恤」(法中七六)「慄」(法中七七)「慘」(法中七七)「愴」(法中八九)などが確認される。すなわち、「哀」と「優」との字義には共通するところがあり、和語「アハレブ」と「ウレフ」との意味も近い関係にあると考え得る。以上の如く、両辞書における漢字の字義と和語訓との関係を勘案すると、「優」字を漢字仮名交り文で「あはれふ」と訓することは全く由無きことではない。⑥熟字「助成」に「タスク」の訓は確認できない。「タスク」訓は、勿論「助」については字類抄(中巻・人事)にも名義抄(僧上八一)にも見出せるが、「成」との関係では確認できない。一方、「タスク」訓を持つ漢字として「戍」(名義抄・僧中三九)も確認できる。漢字仮名交り文が和化漢文の訓読であることを前提に、「たすけ」とされることとの関係を考え合わせると、和化漢文の表記は「助戍」であった可能性がある。熟字「助戍」の訓読としての「たすけ」であったとすれば、意味の上からも訓みの上からも不自然ではない。⑦「及」に「トグ」訓は確認できない。文脈とその意味からは、字類抄(上巻・辭字・名義抄(僧中五二))に共通する「オヨブ」「イタル」が「及」の訓として想定されるところである。しかし、八度に互って参籠したとの意味を示すために「トグ」の語が用いられることは、日本語としての文脈上のニュアンスを損なうものではない。

また、上記用例とその性質が同様の関係にあるものに次のような例もある。主な用例を出現順に列挙するに留める。

- 有遂本望者へ24つゝに身の、そみをとけは
 - 又課役内へ28又あてもよおすことのなかに
 - 是則諸人無異心へ33これすなはちをの、こと心なくして
 - 雖身之恩潤へ35身のうへのこと、いふとも
 - 尚欲省傍官へ35なをかたはらの人にはふかむとす
 - 縦雖暫讓与へ39たとひしはらくゆつるとも
 - 本主氏人之餘裔へ40もとの氏人のあと
 - 遇別當闕之時へ46もし別當の闕ある時
 - 宜期次第之由へ53次第をまもるべきよし
 - 兩子傍官之輩へ56ふたりの弟子
 - 定有辭訴欺へ75さためであらそひうれふる所あらんか
 - 次……以後……へ131つきに……つきに……
- これらの特徴の一つとして、漢語を避ける傾向のある点が挙げられる。古辞書類で字音読が掲載されるような熟字などをも、古辞書にない訓を用いてまで、しかし文脈の意味を変えない程度に、和訓読する傾向にあり、翻訳口調を抑えた和らげがなされていると見得る(漢文訓読語を避け和文語を用いる傾向と言えする場合もある)。
- さらに、同一漢字表記の語が、時には古辞書等に掲載される訓とも一致しながら、複数の和語(訓)と対応する次のような場合もある。
- 偏爲朝家之煩、如忘公平之基
 - へ190ひとへに朝家のわつらひととして、公平のもとるをわすれたるかとし
 - 偏成人別之望、殆及聖斷之煩
 - へ47みたりに人別の、そみをなして、ほと、聖斷のわつらひ

にをよふ

○一向可敬神故也

〈34ひとへに神をうやまひたてまつるへきゆへ也〉

○一向撰器量、何強論品秩

〈76一向に器量をえらひて、品秩(秩)をきらふへからず〉

cf. ○於守一向之信へ210一向の信をまもらむにをきては

「偏」が「ひとへに」「みたりに」二種の語と対応し、「ひとへに」は「一向」とも対応して用いられる。いずれも運用修飾用法(副詞)である。

「偏」と「ひとへに」訓との関係は、名義抄佛上一八)でも字類抄(下巻・辞字)でも確認できる。しかし、「ミダリニ」との直接的な関係は認め得ない。また、「ひとへに」の訓を持つ漢字は、名義抄で「偏」(佛上四二)「遍」(佛上五八)「単」(佛中三三)が掲載されるが、「一向」との直接的な関係は認められない。但し、「ひとへに」「みたりに」「一向に」の三語は、機能的には共通するものであり、意味的にも当該箇所でのそれぞれの使用が文脈上のニュアンスを損なうものではない。

○三界内外之利益、殊被于吾朝者歟、是以教法煽弘和光之術

〈17三界内外の利益ことにわかくに、かうふらしめたるものか、こゝをもちて、教法さかりに和光のみきりにひろまり〉

○朝家殊有尊崇者歟、是以頒敷万戸之民烟、爲大小社之神領

〈183朝家ことに尊崇あるものか、これによりて数万戸の民烟をわかちて、大小社の神領とす〉

右例は接統詞的用法の「是以」であり、漢字仮名交り文で「こゝ」をもちて「これによりて」二種の表現に対応する。古辞書で確認できる「是以」の訓は「コゝヲモテ」(名義抄・佛上五)のみであるが、「こゝ」をも

ちて」と「これによりて」とは接統詞としての意味・機能はほぼ同一と言つてよく、和化漢文「是以」の翻訳として、両者のいずれが採用されても文脈上の相違や不整合はない。また、同じく接統詞的用法の

「然者」があるが、その三例中の一例が「これによりて」と対応する。

○然者優賞碩學へ84しかれば碩學を優賞せむ

○然者爲宮寺へ114しかれば宮てらのため

○然者永停濫望へ52これによりてなかく濫望をとめて

「然」と「者」とがそれぞれに「これ」や「より」と対応することはあり得ないが、「然者」「しかれば」の接統詞としての意味・機能からは、「然者」を「これによりて」と翻訳することに無理はないといつてよい。

○就中宮寺僧俗、累葉之祠官、次第之昇進

〈106なかんづくに宮寺の僧俗、里(累)葉の祠官、次第の昇進〉

○就中彼寺者弟子之祖師

〈173なかんづくにかのてらは弟子か祖師〉

○就中大菩薩御託宣云

〈202ことにわきては大菩薩の御託宣にいはく〉

○五畿七道國衙庄園、入官家者十之二三、慣神社者十之八九、就

中世及澆末、人輕朝威

〈186五畿七道國衙庄園、官家にいるもの十か二三、神社にのるものは十か八九、しかのみならず世澆末にをよひて、

人朝威をかるくす〉

cf. ○發願之趣、感應豈空、加之當宮抽誠

〈261發願のおもむき、感應あにむなしからむや、しかのみならず、當宮にまことをぬきいて〉

「就中」は、漢字仮名交り文での「なかんづくに」「ことにわきては」「しかのみならず」三種の表現と対応するが、名義抄（佛上七九）で確認できるのは「ナカニツイテナカムツクニ」の訓のみである。

「就中」四例中の二例は漢文訓読語「なかんづくに」と対応し、一例が「ことにわきては」と対応する。この場合の「就中」「なかんづくに」「ことにわきては」三者は、文脈上の意味においても、連用修飾的機能を果たす点においても相通ずる。しかし、今一例の「就中」と「しかのみならず」との関係は、少なくともその文法的機能において副詞と接続詞との相違があり、意味上も同一とは言い難く、直截には結びつかないように思われる。古辞書でも「シカノミナラズ」の訓が掲載されるのは、字類抄の「加之」（下巻・疊字）と名義抄の「加復・加之・加以」（僧上八四）である。また、定家筆本文でも他の箇所では「加之」に「しかのみならず」が対応した例が見られる。また『源行目の当該箇所に関しては、「ナカンヅクニ」「シカノミナラズ」のいずれの場合でも、意味や文法的機能から見て、前後の文脈上の流れを自然に解釈する事はできないように思われる。同様に和化漢文における「就中」もここでの意味・機能を明確にし得ない。これまでの和化漢文の漢字と漢字仮名交り文の訓読との関係が、即字的訓読の関係ではないながらも、意味・用法上は通ずるところがあったのに比べると、斯かる例は異質で例外的な用例と見ることができよう。ここまでの検討によって、語のレベルで見ると、いずれの場合も漢字の持つ意味との間に一定の連絡のあることが確認できた。同様に文のレベルで見ても、似たような関係にある例が指摘できる。

○然而一向撰器量、何強論品秩

〔76〕しかれとも、一向に器量をえらひて、品秩（秩）をきらふへからす

○況有彼靈託、可恐可恐

〔206〕いはむやかの靈託あり、おそれざるへしや

○是非寺務進退之身者、不便經始土木之事歟

〔242〕これ寺務進退の身にあらすは、經始土木のことにたよりなきゆへなり

右に見るように、反語表現をより直接的な禁止表現に変えたもの、平叙表現を強意や詠嘆のニュアンスをもつ反語表現に変えたもの、断定の保留或いは婉曲的断定の疑問表現を直接的な断定表現に変えたものなどがある。いずれの場合も、和化漢文と漢字仮名交り文との間に客観的な情報内容に大きな変化はないが、表現のニュアンスをより和文的にしたものと見ることができそうである。例えば、情意表現に用いられる場合の中国漢文「可」と國語助動詞「べし」とは必ずしも符合しないために、直說的に「おそるべし」と訓ずることを避け、情意表現としての反語表現が選択されたものと見られる。また、和化漢文における文末用法の「歟」は断定の保留・婉曲的断定を表すとされるが、その訓読「か」の和文における文末用法が同様の機能を持つたないために、直接的な断定表現にされたものと見られる。

以上多くの場合は、漢字と訓との基本的な関係が、古辞書等にも確認できるように、既に鎌倉時代には比較的固定化する傾向にあった姿を反映したものと見ることができよう。しかし一方では、ここまでに検討してきたように、必ずしも一般的とは思えない訓読となつている例を確認することもできる。その場合でも、それぞれの文脈

において、和化漢文の内容から外れるものではなく、かつ国語文としてより自然な表現となるような訓詁が意図されているものと見ることが出来る。すなわち、定家の訓詁の特徴は、和化漢文の内容に沿いながらも、その文脈の意味を損なわない程度に和らげられた意訳・翻訳と言うべき性格を有している点にあると言える。

むすび

本稿の目的は、「石清水八幡宮権別当田中宗清願文案」の二種本文を対照しながら考察することで、漢字仮名交り文が和化漢文の訓詁文と位置付けられることを確認し、漢字仮名交り文の訓詁文としての性格とその特徴を明らかにすることであった。

両者の対応関係について表記上の訂正や補入の実態を手がかりに検討すると、定家筆漢字仮名交り文は、純粋な表現行為によつてのみ記された文書ではなく、明らかに周房の和化漢文を下敷きを意識したものであり、それを手許に見ながら訓詁するという作業（理解行為）に基づいて作成された文書であることが確認される。

また、定家筆漢字仮名交り文は周房筆和化漢文を訓詁したものと位置付けることができるが、その訓詁は原漢字文に補足的に訓詁が施された訓点資料のような（いわば隷属的な）訓詁文とは性格を幾分異にする部分も指摘できる。特に、語・語句や文のレベルでの問題を中心に考察を加えると、必ずしも原漢字文の漢字に即した忠実な逐字・逐語的訓詁（いわば直訳的な理解行為）とはなっていない状況が指摘できる。しかしその場合でも、和化漢文の内容には沿いながら、国語文としての文脈の流れや意味がより自然になるような

表現が意図されていると見得る。定家が和化漢文についての自らの解釈を示し、定家の考える日本語の文章としてより整った表現にすることを意図しながらの作業であったと考えられるのである。そういう意味で、定家の漢字仮名交り文は、基本的には理解行為によるものでありながら、同時に表現主体の表現行為・意識をも反映しているものであって、単なる訓下し的（直訳的な）訓詁というよりも、意訳・翻訳というべき性格のものであることが解る。

ところで、両文書は形態上は各々独立した文書であるが、本稿で明らかにできたように、両者を和化漢文とその訓詁文という一対の資料として捉えることが可能である。そこで、そのような新たな視点で両者を比較対照しながら、そこに現れる言語事象の検討を行うことによつて、「和化漢文の訓詁に関する問題」や、「日本語の一表現様式（表現行為）としての和化漢文の用字・用語や語法の問題」等について明らかにし得る点があると考えられる。⁽⁶⁾ そのような視点で資料を利用することの有効性と今後に繋がる課題との関係について簡単に示すと、例えば次のようなことが考えられる。まず、定家の漢字仮名交り文が漢字文からは独立した仮名交りの文章である為に、和訓詁（和語）か字音詁（漢語）かの区別を比較的明瞭になし得るという特徴が挙げられる。特に和訓の場合は、送り仮名や捨て仮名・部分的な付訓などの不十分な情報に頼ることなく、その訓を確認できる。また、和化漢文に用いられる不読の文字や、訓詁文で読添え（補詁）がなされる対象となった語文字⁽⁷⁾ についての実態。特に、助字と助詞・助動詞との関係を知るには極めて有効な資料として利用できる。訓詁文としての仮名交り文では、不読字は表記されないと

いう形で訓読されたものとは明確に区別されようし、和化漢文に表記された国語文として必要な助詞・助動詞は確実に訓読されると見てよいと考えられるからである。

最後に、前述した問題について考察する場合の対象として定家の手になる文章を用いることの有効性や妥当性についても触れておきたい。定家が漢文の訓読を行ったことは『源氏奥入』によっても知られる所であり、一方で、定家には『明月記』のような記録体の文章もある。漢文の訓読にも和化漢文の作成にも精通していた定家であれば、両方の知識・能力や経験に基づいて和化漢文の訓読・解釈を行っていったものと考えられる。従って、本稿で対象にした定家の漢字仮名交り文は、和化漢文の「作成」と「訓読」という両方に関わる諸問題に迫るのに有効に利用できると考えられるのである。

尚、漢字仮名交り文は、原漢字文に隷属的な訓読ではなく、形態上は独立した文書であるために、必ずしも和化漢文の直接的な訓読文として単純に捉えることはできない。また、両文書の作成者がそれぞれ異なること、定家という個人の個性や願文という文体の特殊性をも考慮しなければならない。従って、一般的な和化漢文の用字法や和化漢文とその訓読との関係にまで普遍化させることには慎重でなければならぬことは言うまでもない。

注

- (1) 『群書類従』第一輯、及び『大日本古文書』家わけ第四・石清水文書之二に所収。

- (2) 『天理図書館善本叢書68 古文書集』影印、『大日本古文書』

家わけ第四・石清水文書之六に所収。

- (3) 助動詞ナリは全二三例で、殆ど和化漢文の「也」(一部「歟」)に対応しており、補読されたものは六例に過ぎない。また、仮名「なり」は七例である。

- (4) 「贖取可放之」の「之」字は、純漢文の用法に従うと、必ずしも訓ずる必要のない陳述助字であろう。しかし、この時期(鎌倉時代)には、斯かる「之」も一様に「これ」と訓ずることが既に一般的になっていた。そのことを反映した訓読・加筆と見ることができ。小林芳規「陳述の助字」之の訓読―特に、博士家点と仏家点との訓分け―(『文学論藻』23号、昭和37年10月)参照。

- (5) 「歟」字を文末に単独で用いて「疑惑表現」とするのは、古記録における「歟」字の特徴的な用法であるとされる。また、その「疑惑表現」の中に「懷疑」(推測)「断定保留」の三種の用法が類別でき、さらに、当然断定的表現が期待されてよい場面の文章に「歟」字が使用されて、断定の保留もしくは婉曲的断定となるのが古記録の特徴的な用法であると指摘される。峰岸明『平安時代古記録の国語学的研究』(東京大学出版会)参照。
- (6) 尚、定家筆漢字仮名交り文の言語事象とその資料的価値については、既に論究されているところである。小林芳規「石清水文書田中宗清願文案に現れた藤原定家の用字用語について」(『鎌倉時代語研究』第三輯)参照。

(たなか まさかず・兵庫教育大学)